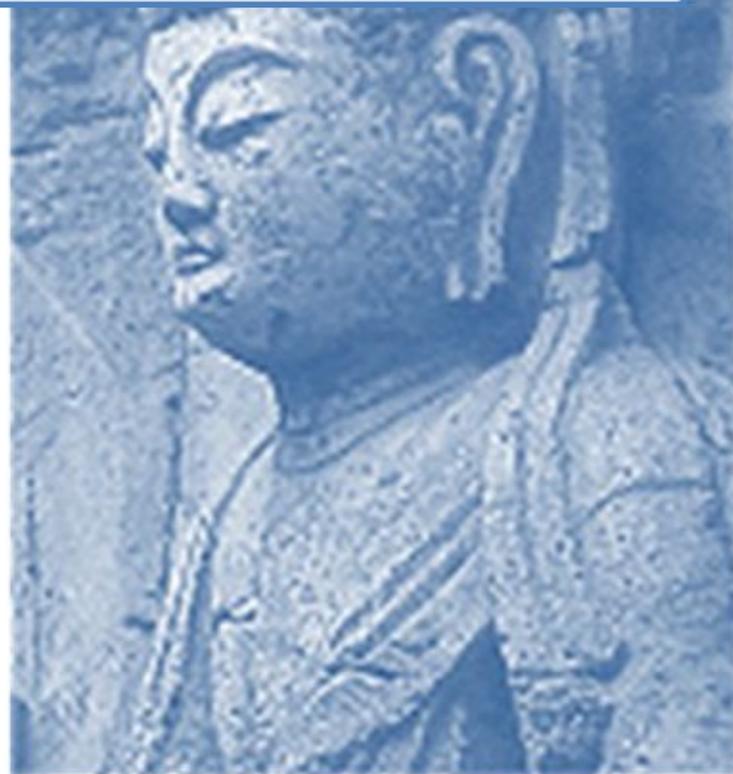


# 臼杵市安心生活創造事業 (平成22~23年度)

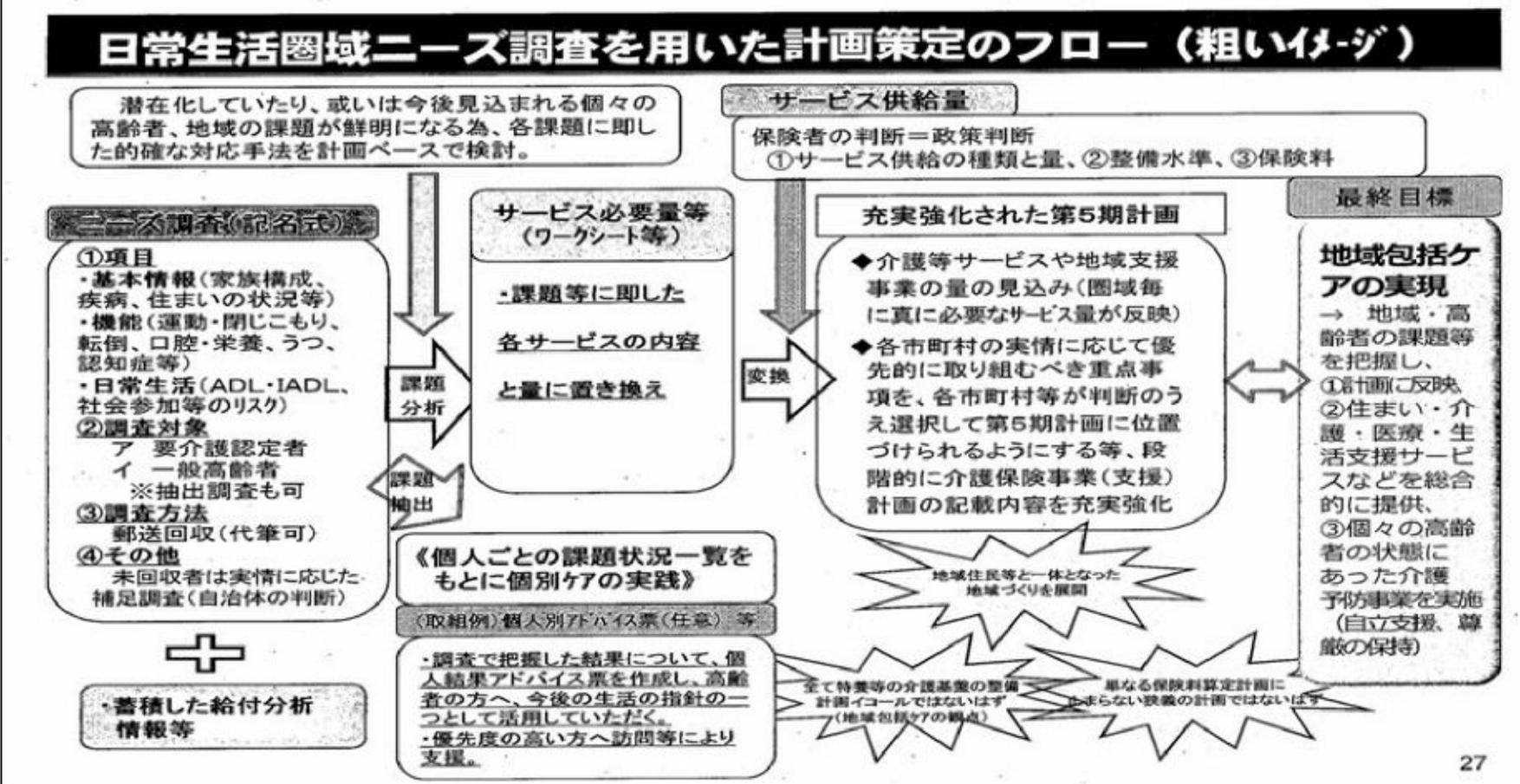


〔 大分県臼杵市 平成22年10月〕

# 原則（１） 地域のニーズ把握としての「日常生活圏域ニーズ調査」について

厚生労働省（老健局）は、平成24年度から始まる「第5期介護保険事業計画」において、介護保険にかかる地域の適切なニーズ把握を行うため、「日常生活圏域ニーズ調査」を行い、その結果を事業計画に反映させる方向で検討を進めている。

本調査は、介護保険に限らず、高齢者の生活状況や閉じこもり、社会参加などの状況を把握しており、「安心生活創造事業」への活用も考えられる。



(厚生労働省資料)

臼杵市では、厚生労働省のモデル事業として、平成21年度、22年度と「日常生活ニーズ調査」を先行実施しており、いずれのエリアにおいても、90%以上の回収率を得ている。

地域の区長、民生自動委員、さらに、福祉委員や健康づくり推進員を介して、調査を実施することにより、普段できない高齢者への声かけなどができ、地域での見守りにつながったと聞く。

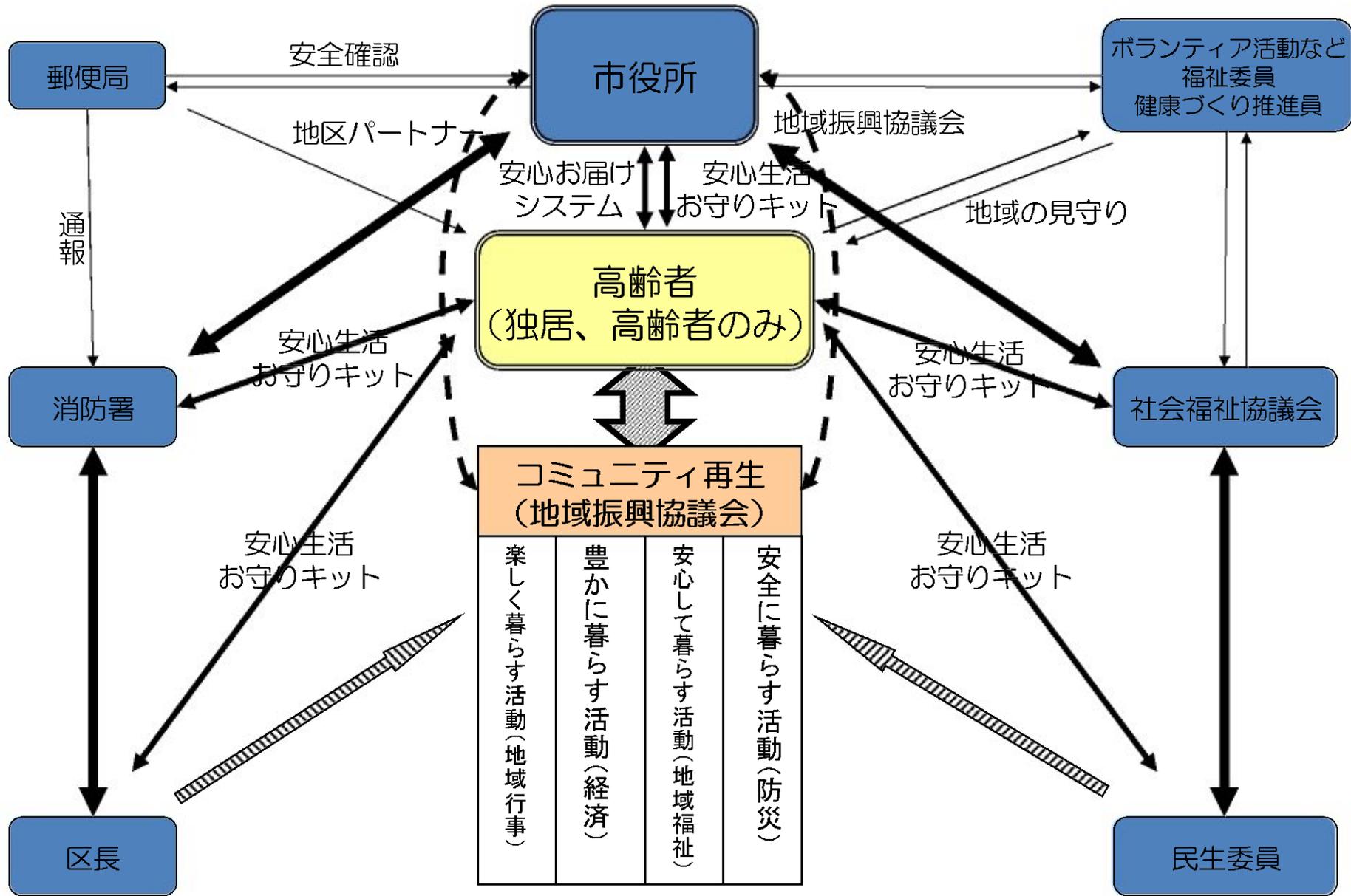
地区名	調査対象者数								
	回収	回収率	一般高齢者			要介護・要支援認定者			
回収			回収率	回収	回収率	回収	回収率		
平成21年度実施	963	893	92.7%	816	765	93.8%	147	128	87.1%
下ノ江地区	500	458	91.6%	418	389	93.1%	82	69	84.1%
田野地区	463	435	94.0%	398	376	94.5%	65	59	90.8%
平成22年度実施	1,178	1,078	91.5%	1,065	965	90.6%	113	113	100.0%
海辺地区	819	745	91.0%	737	663	90.0%	82	82	100.0%
野津市地区	359	333	92.8%	328	302	92.1%	31	31	100.0%
合計	2,141	1,971	92.1%	1,881	1,730	92.0%	260	241	92.7%

今後、市内のエリアを3区分し、3年周期で全エリアが調査できるようにする予定。

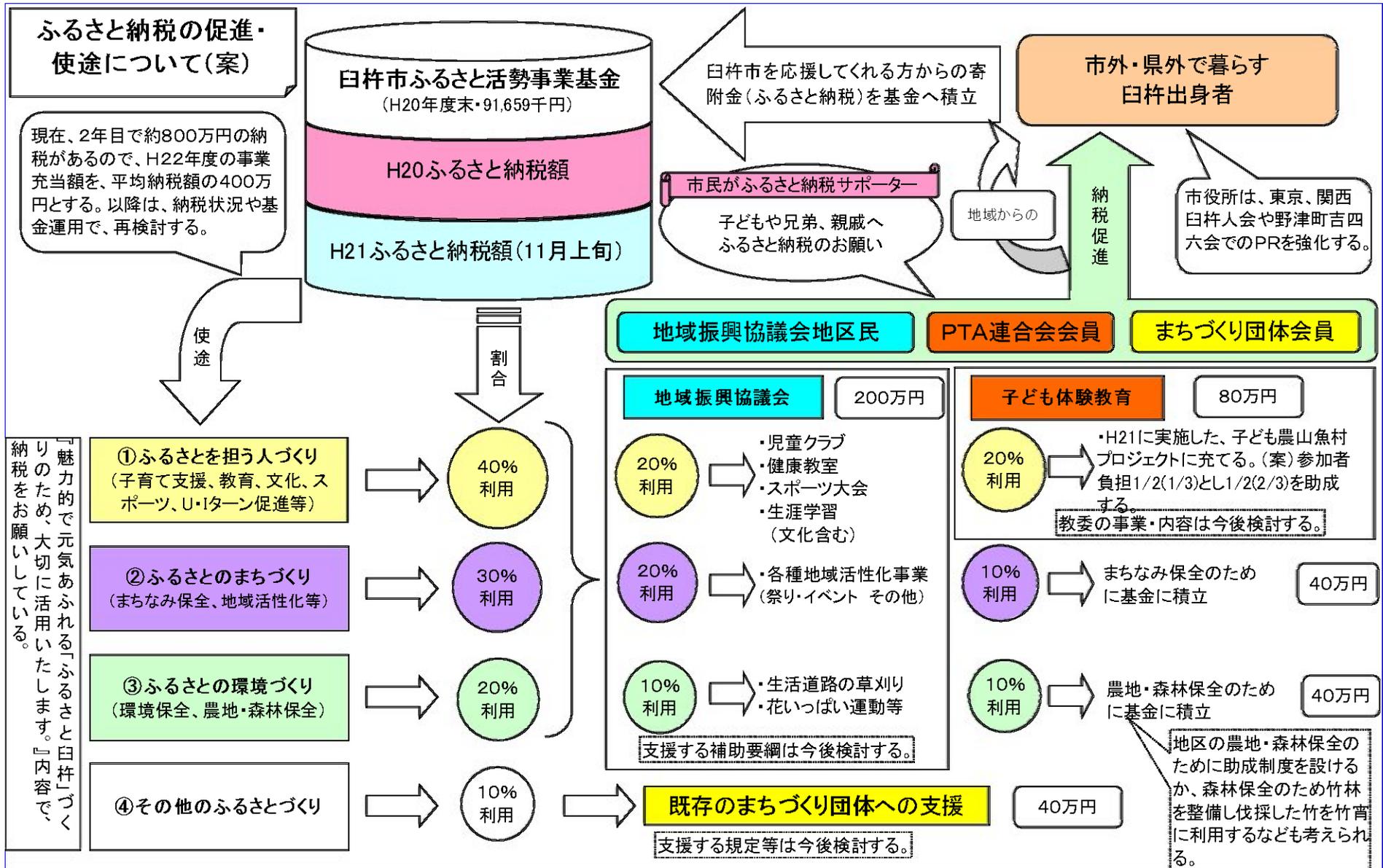
本調査の実施により、介護事業計画策定に使用する他に、

- ・ 未回収者を特定することにより、個別の訪問活動を実施したり、
- ・ 介護予防の効果が明確に現れそうな者を特定し、個別に指導する、
- ・ 身体状況が相当悪化しているのに、要介護認定を受けられていない者を特定し、認定に促すと様々な方法で、高齢者の見守りを行っていく。

原則（２） 心豊かに安心して暮らせるふるさとづくり



# 原則（3） 安定的な自主財源の確保について

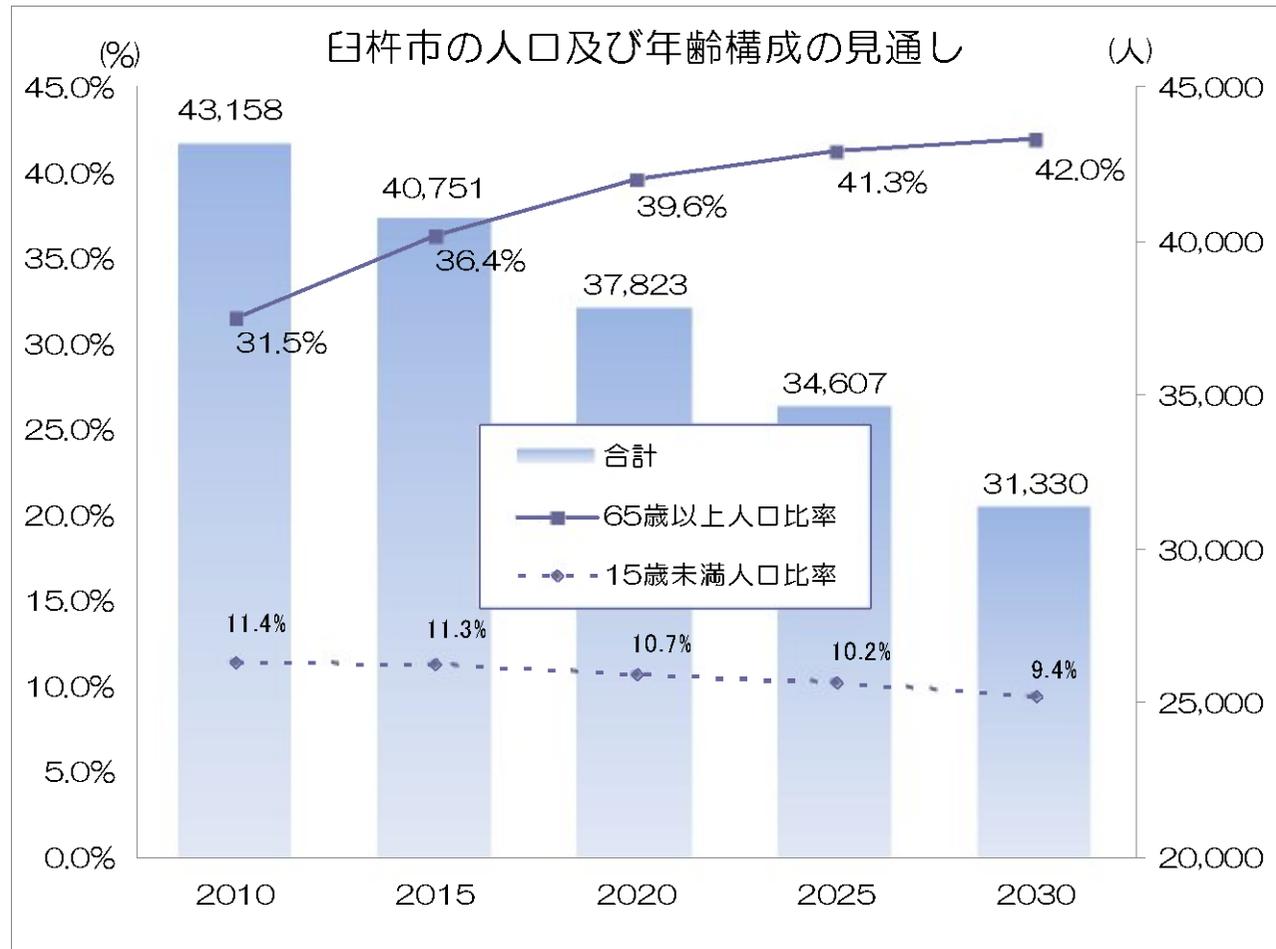


## 臼杵市安心生活創造事業の進捗状況

- 臼杵市の高齢化率は31%を超えており、一人暮らし高齢者などの見守り事業は喫緊の課題。次の5つのコンセプトに沿って、「安心生活創造事業」により地域における高齢者の見守りを実施。
  - ① 多様なエリア全体を通じた見守り
    - 臼杵市内には、市街地エリアもあれば、沿岸部から山間部まで多様なエリアが広がっているため、旧小学校区ごとにそれぞれの地域の特性に応じた見守りを実施。（「安心生活お守りキット」）
  - ② 地域の力を活用した見守り
    - 地域にある様々な活動主体を通じて、できる限り、地域の力を活用した見守りを実施。（「地域振興協議会」の設置）
  - ③ 見守られる人が地域に「出かける見守り」
    - 見守られる人も家にずっといるのではなく、地域に参加して、子どもや若者と接し、元気をもらうという「出かける見守り」を実施。また、地域活動に参加しやすいような公共交通の見直しを行う。
  - ④ いろいろな人の気軽な声かけが行き届く見守り
    - 孤立しがちなお年寄りに対し、宅配サービスや配食サービスの提供、行政サービスのお届け、郵便配達員の声かけなど、いろいろな人がお年寄りを見守る体制を整備する。
  - ⑤ ふるさとを思う気持ちを大切にした見守り
    - 臼杵の歴史・文化、自然を活かした地域活動を積極的に行い、それを大切に思ってくれる人の心を最大限に満たす取組みを行う。（ふるさと納税の活用）

## 臼杵市の高齢化と今後の展望（2010年8月試算）

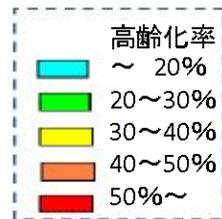
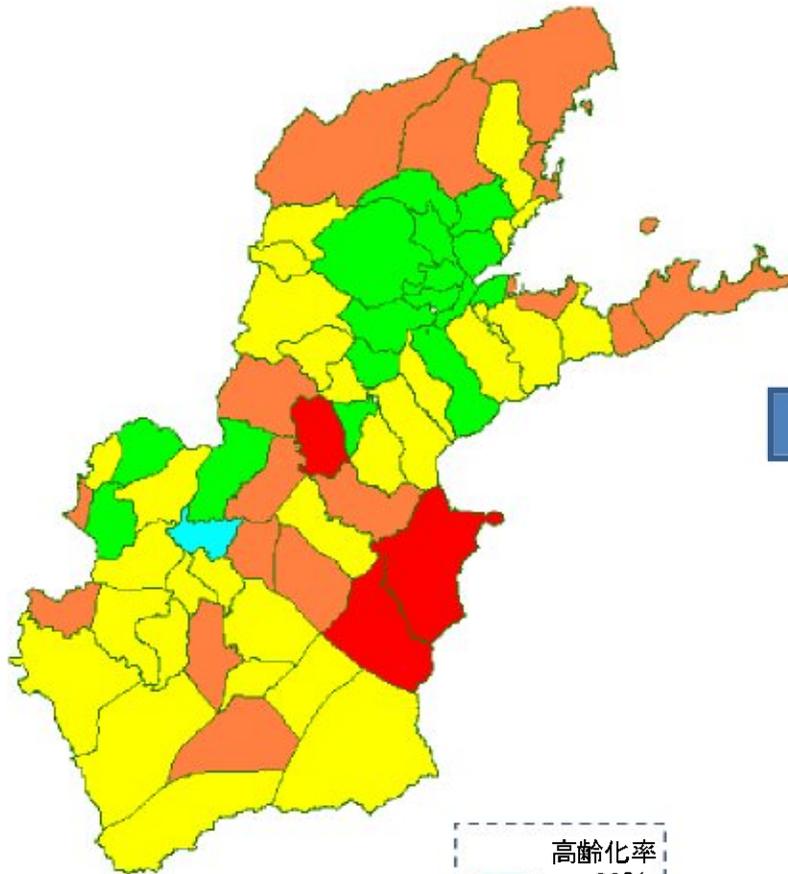
- 臼杵市は、高齢化率（65歳以上人口比率）が既に31%を超えており、人口も減少局面にある。
- この傾向は、今後も続き、20年後には高齢化率は40%を超え、人口も3万人強になる。
- 高齢化の変化は当面10年間で大きく、すぐさま、この変化に対し様々な施策を打つ必要が必須。



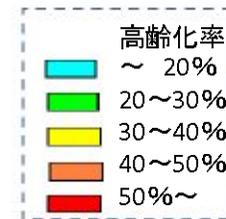
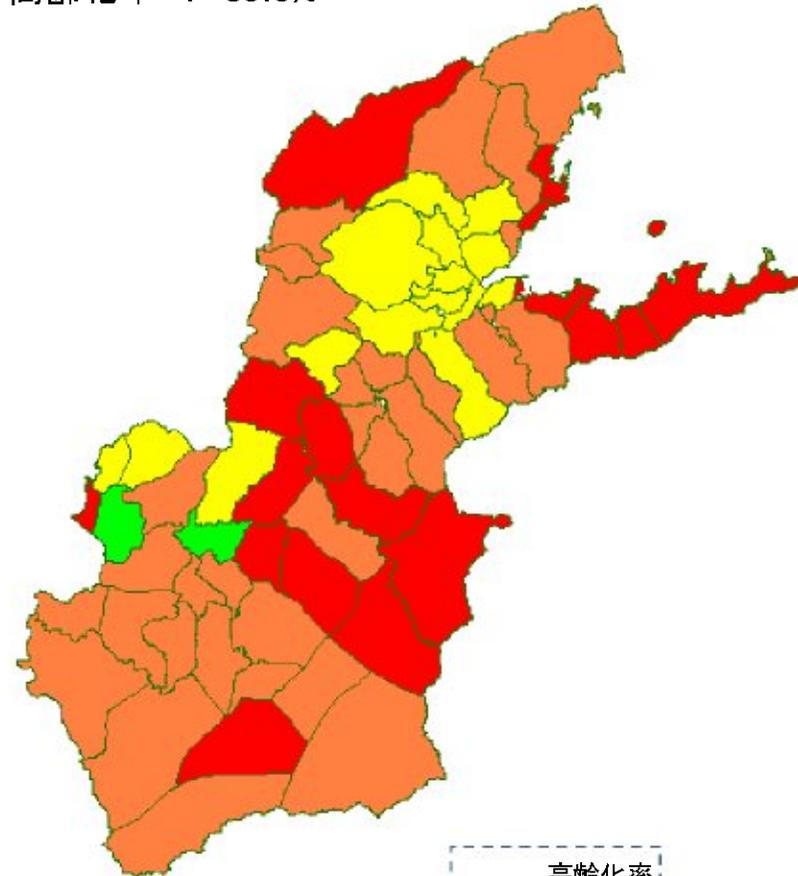
# 地域別にみた臼杵市の高齢化

○ 臼杵市の高齢化を地域別に見ると、10年後にはほとんどの地域で40%以上になる。

〔 2010年 〕  
高齢化率： 31.5%



〔 2020年 〕  
高齢化率： 39.6%



### 【コンセプト1】 多様なエリア全体を通じた見守り

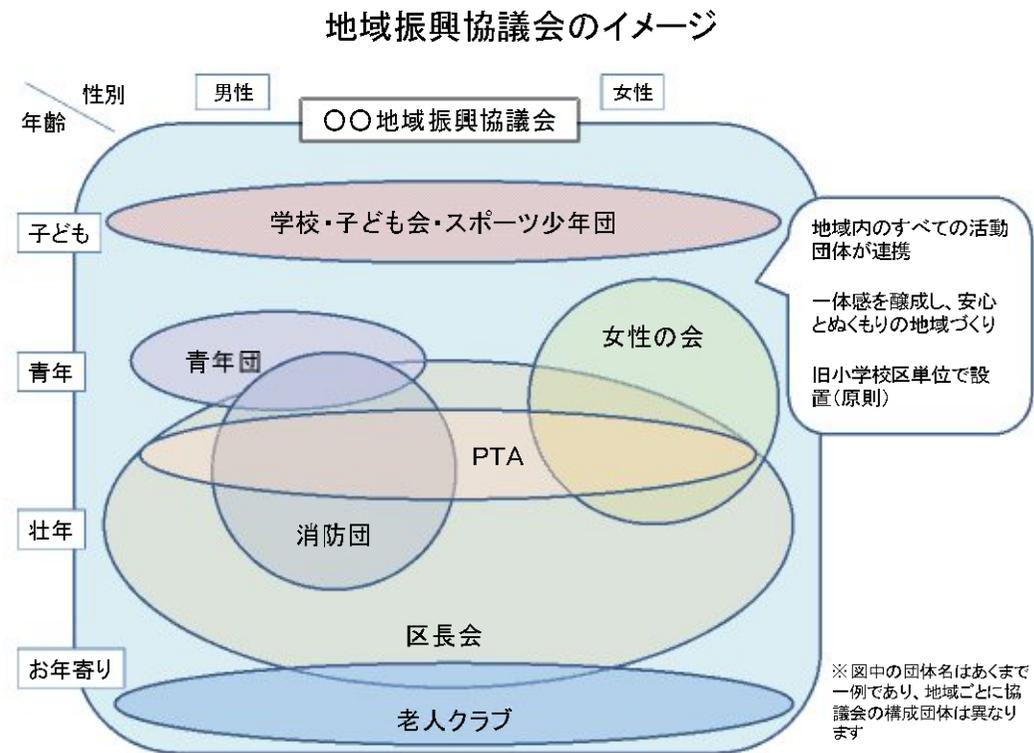
臼杵市内には、市街地エリアもあれば、沿岸部から山間部まで多様なエリアが広がっているため、旧小学校区ごとにそれぞれの地域の特性に応じた見守りを実施。（「安心生活お守りキット」）

- 臼杵市では、平成21年度から「安心生活お守りキット」という高齢者などの見守りのためのツールの配布をスタートさせ、平成22年9月現在で約3,500人にお届けすることができた。（参考：70歳以上1人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の人口 約5,600人（住基ベース））
- また、お守りキットに関する情報を地区ごとにとりまとめた「お守り台帳」を作成し、地区の区長及び民生児童委員の全員に渡して、情報を共有している。
- 庁内では、「安心生活お守りキット普及及び活用促進検討会」を、コミュニティ推進室、福祉課、保険健康課、市民生活課、総務課（防災担当）、消防署、社会福祉協議会をメンバーとして設置し、毎月、開催している。
- 検討会では、コミュニティ推進室による配布実績の報告の他、消防署による救急活動における実績報告を受けており、9月末時点で30件の活用事例があった。
- 今後の検討課題としては、
  - お守りキットに関する情報のデータベースの構築
  - 情報の更新や新規登録のための手続き等の整備
  - 更なる普及のため、介護事業者などを活用した呼びかけ
  - 郵便配達員による声かけサービスの実施（来年1月スタート）などがある。

〔コンセプト2〕 現存する地域の力を活用した見守り  
 地域にある様々な活動主体を通じて、できる限り、地域の力を活用した見守りを実施。  
 （「地域振興協議会」の活動）

## ○ 地域振興協議会の設置

- ・ 臼杵市では、「地域のみんなの力を生かします」ということで、地域における様々な地域活動を最大限に生かすために、旧小学校単位区を1つのエリアとした地域活動の拠点となる「地域振興協議会」の設置を促し、地域活動をサポート。
- ・ 臼杵市では、地域にいろいろな活動主体があり、それぞれが頑張っているが、これから更に高齢化が進んで、人口が減ってくると、今のままで続けられるかわからない。
- ・ そのために、これらの活動をひとまとめにした「地域振興協議会」を設置し、子ども、若者からお年寄りまで、世代を超えて、地域のみんなが参加できる地域活動を応援している。（平成21年度～）



## 「地域振興協議会」設置の進捗状況

市内にある約20の旧小学校区のうち、平成21年度に設置した2地区に続き、4月1日付で南野津地区に「寺子屋ん会」、7月7日付で下南地区に「振興協議会たていし」、10月1日付で上北地区に「上北地区地域振興協議会」が設置され、計5つになった。

### ① 地域振興懇談会の開催

地域振興協議会がある程度の数になったこともあり、年内に、各協議会の代表が集まる「地域振興懇談会」を開催し、来年度以降も、より活発な活動が行うことができるよう、情報共有ができる場を設ける。

### ② 庁内における地域活動の情報共有や広報活動

庁内に、コミュニティ、福祉、健康、生涯学習などの関係課が集まった「生涯現役まちづくり会議」を設置し、これを毎月開催することにより、各課の業務の連携を図っているが、この場に、地域振興協議会における地域活動の予定などを報告することにより、市役所も様々な支援を行う。  
また、ケーブルテレビなどを通じた広報活動を行う。

### ③ 地域活動に対する財政支援

協議会で行う地域活動に対して、新しい活動を行うきっかけに充てる分として、市から助成金を出している。

### ④ 市役所職員が地域活動に参加（地域パートナー）

協議会が設置された地区に対して、そこに住む職員またはそこ出身の職員が「地域パートナー」として、担当職員を配置。地域活動を行っていくうえでの様々な支援を行っていく。

現時点で3地区、9人を認定。

今後、それぞれのパートナーの活動状況を把握し、地域の課題などを吸い上げるための「地域パートナー連絡会議」を2ヶ月ごとに開催していく。

### 〔コンセプト3〕 見守られる人が地域に「出かける見守り」

見守られる人も家にずっといるのではなく、地域に参加して、子どもや若者と接し、元気をもらおうという「出かける見守り」を実施。また、地域活動に参加しやすいような公共交通の見直しを行う。

#### 1. 地域振興協議会をベースとした高齢者の見守り

地域振興協議会が行う地域活動のひとつとして、すでに、地域の子どもたちがお年寄りの家を訪問するといった取り組みを行っている例がある。

これを活用して、他の地域でも同様の取り組みができないか検討中。（はっぴやのぼりの作成など）

#### 2. 「集落支援員」を活用した見守り

2年前に小学校が廃校になり、今年度、廃校なった校舎を改修し、地域活動の拠点施設とする予定（戸上地区）。

それにあわせて、来年度、地域振興協議会の設置を行うとともに、総務省が進める「集落支援員」制度を導入し、各地域に集落支援員を配置し、地域の見守りを実施。集落支援員は、市職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

#### 3. 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会で行っている小地域ネットワークづくりの推進事業を、「安心生活お守りキット」の情報を活用して充実を図る。（社協とは、お守りキットの情報を共有している。）

独居高齢者等の見守り活動や支援・緊急時の連絡ネットワークづくりを配食サービス体制のもと実施したり、地区福祉推進協議会主催のミニデイサービス（いきいきサロン含む）実施の支援

#### 4. 地域公共交通計画に基づくバス運行

地域の活動拠点を軸にしたデマンド型のバス運行を行うことにより、高齢者が気軽に地域活動に参加できるようにする。

本年10月1日から、平日午前中を中心に、市内循環線の運行を開始。

高齢者を中心にニーズ調査を行った結果、買い物、通院にバスの利用ニーズがあったことから、市内の主なスーパーや医療機関を通るバス路線を、ジャンボタクシーが走るように設定。

また、地域振興協議会が設置されている南野津地区では、公民館を受付機関とする予約式のデマンドバスを運行し、従来、バスが来なかった幹線から奥に入ったところにある集落までバスが来るように路線変更を行った。（うすきち号）



臼杵市コミュニティバス  
新たに **市内循環線** の運行を開始します

平成22年 **10月1日** 運行開始

臼杵市  
コミュニティバス  
ふくバス

狭い道でも  
スイー スイ

愛称  
ふくバス

この **ふく** のマークが目印です。

ジャンボタクシー (乗客定員9人)

臼杵市コミュニティバス  
**市内循環線路線図**

平清水バス停には停まりませんので、田町バス停をご利用ください。

#### 〔コンセプト4〕 いろいろな人の気軽な声かけが行き届く見守り

孤立しがちなお年寄りに対し、宅配サービスや配食サービスの提供、行政サービスのお届け、郵便配達員の声かけなど、いろいろな人がお年寄りを見守る体制を整備する。

### 1. 野津町商工会等が行う宅配サービスの支援（買い物支援）

臼杵市には、最寄りのスーパー等に行くのに車で20分以上かかるような集落もあり、こうした地域の高齢者は日々の買い物等もできない状況にある。

このため、従来から野津町商工会では、宅配サービスの事業を行っているが、こうした事業は今後も必要であり、市としてできるだけ支援するとともに、他の事業主体の参加も集める。

### 2. 市職員による行政サービスのお届けサービス（安心お届け隊）

市役所に出向くことが困難なお年寄りに対して、市職員が必要な行政サービスをお届けするサービス。

まずは、「安心生活お守りキット」の配布対象者である高齢者からどのようなサービスが必要か、年内にニーズ調査を行い、来年度から事業実施（地域パートナーを活用）。

### 3. 郵便配達員による声かけ（ひまわりサービス）

一人暮らしなど声かけが必要な者に対して、郵便配達の際に郵便局員が声をかけるサービス。郵便局と連携し、諸手続きを行った上で、年明けから事業スタート。

※ 市内醸造企業などの協力を得て、くじ付のはがきを送ってはどうか。

### 〔コンセプト5〕 ふるさとを思う気持ちを大切にしたい見守り

臼杵の歴史・文化、自然を活かした地域活動を積極的に行い、それを大切に思ってくれる心を最大限に満たす取り組みを行う。（ふるさと納税の活用）

- 臼杵で暮らす地域で見守られる人には、都会で暮らす子どもや親族を持つ人が少なくない。
- また、臼杵に縁を持つ人は、臼杵の歴史や文化、自然を愛し、ふるさと臼杵を大切に思っている人が多い。（平成20年度のふるさと納税額は約240万円、平成21年度は約770万円）
- こうした状況を踏まえ、広報等を通じて、ふるさと臼杵で暮らす高齢者が元気で暮らしているというメッセージを十分に都会に伝えるとともに、それが長く続けることができるよう、都会で暮らす方々に「ふるさと納税」の納付を求める。
- 具体的には、以下の手順を経て、継続的な取り組みを行う。
  - ① 用途の明確化  
ふるさと納税によっておさめられた財源は、地域における活動支援や高齢者の見守りのために充てることを明記する。（これを機に、臼杵市にすでにある地域づくり関連の基金を再整理）
  - ② 納税者への広報  
ふるさと納税をしてくれた人には、毎月、市報を送付し、地域活動が活発に行われている様子をお知らせする。
  - ③ ふるさと臼杵との結びつきの強化  
都会の人にとっても、子どもの頃に親しんだ祭りが、自分が納めるふるさと納税が財源となっていることを実感して、ふるさと臼杵と都会との結びつきを強める。

# 參考資料

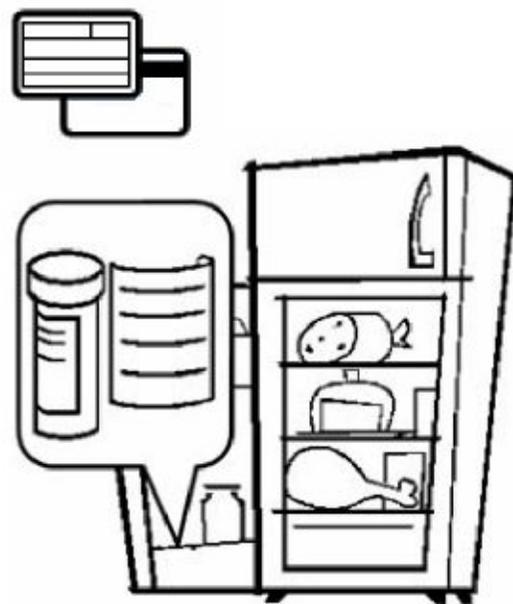
## ～ 安心生活お守りキット事業の概要 ～

臼杵市では、高齢者や障がいのある方などの見守りが必要な人たちが安心して住み慣れた地域で生活を送り続けることができるようなまちづくりを目指しています。

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、健康に不安のある方などが、本当なら起きない方がいい“万が一の時”に備えておく、また、そのような方の身に何か起きたときでも地域の中でしっかりとサポートできるような態勢を整え、地域内の人と人とのつながりをいっそう緊密なものにしたいという思いから、安心生活お守りキット事業に取り組むことになりました。

### ～救急活動に必要な情報を冷蔵庫に入れて保管～

氏名や生年月日、血液型などの救急医療活動に必要な個人情報や、家族や近所の友人など緊急時の連絡先、かかりつけの医療機関などの情報を書いたカードを、500mlのペットボトルぐらいの大きさのプラスチック製の容器に入れ、自宅の冷蔵庫の中に保管しておく、というものです。また、出かけた先での万が一に備えて、同じ情報を記載した保険証サイズのカードもお配りします。



～集めた情報を台帳化、見守りや消防・防災にも活用～

臼杵市では区長さんや民生児童委員の皆さんの力をお借りして事業を実施していますが、集めた情報を取りまとめた台帳を作成します。これにより、消防署や社会福祉協議会、区長及び民生児童委員の皆さんと情報を共有することができ、地域での見守り活動や消防、防災などにも活用することができるようになります。



～配布対象者～

- ①70歳以上のひとり暮らしの高齢者の方
- ②70歳以上の高齢者だけの世帯の方
- ③障がいのある方
- ④健康に不安を抱えているなどの理由で配布を希望する方



※この事業では、集めた情報を台帳化し、地域での見守りや消防・防災等の活動にも利用するので、そのことについて同意をいただける方に限ります。

## ～申込みから配布までの流れ～

- ① 申込書を記入し、お住まいの地区の区長さんまたは民生児童委員さんに提出
  - ② 区長さんや民生児童委員さんは各地区の申込書を取りまとめて、市役所へ提出
  - ③ 市役所で、一人ひとりのお守りカードを作成
  - ④ 市役所から、区長さんや民生児童委員さんに各地区分のキットを渡す
  - ⑤ 区長さんや民生児童委員さんが、担当地区内の申込世帯にキットを配布
- ※ 必ず区長さんや民生児童委員さんを通して、申込み・キットの配布を行う仕組み

## ～お守りキットの活用例(ひとり暮らしの方が自宅で具合が悪くなった場合)～

- ① 本人またはかけつけた人が救急車を呼ぶ
- ↓
- ② 救急隊が到着し、キットを設置している家であることを確認
- ↓
- ③ 冷蔵庫からキットを取り出し、カードの情報を確認
- ↓
- ④ カードの情報を救急活動に活用  
(かかりつけ医との連携や家族への連絡、など)



## 個人情報の取扱いについて

- この事業において、個人情報保護の観点から、個人情報を適切に取り扱い、市民の信頼を得ることが最も重要。
- このため、「お守りカード記載事項に関する個人情報取扱規程」を設け、その取扱方法を明確に定める。
- その上で、この事業にかかる個人情報について、右ページにあるような個人情報の取扱いに係る同意書に署名・押印をもらい、対象者本人の同意を得て、情報を取り扱うこととしている。
- 一方、個人情報を利用する者は、市、消防署、社会福祉協議会、区長及び民生児童委員に限定している。
- 区長及び民生児童委員は、右ページの同意書にあるとおり、単なる情報の共有にとどまらず、地域における見守り活動において、情報を活用できることとなっている。

平成 年 月 日	
臼杵市長 様	住所 臼杵市 _____
	ご署名 _____ 印
臼杵市「安心生活お守りキット」配布事業における個人情報の取扱いに係る同意書	
私は、臼杵市「安心生活お守りキット」配布事業への登録にあたり、以下のことに同意します。	
<input type="radio"/> 届け出た「安心生活お守りキット」申込書の個人情報は、急病等の緊急時・災害時及び地域における見守り活動において、必要の範囲内で、 <u>市、消防署、社会福祉協議会、居住地区の区長及び民生児童委員</u> に限って、開示及び共有されること。	
<input type="radio"/> 届け出た「安心生活お守りキット」申込書の個人情報を、急病等の緊急時・災害時に必要が生じた場合、 <u>近所の人や関係医療機関等</u> が活用すること。	
<small>(注意事項)</small>	
● <b>個人情報保護の遵守について</b> 市、消防署、社会福祉協議会、区長及び民生児童委員は、「お守りカード記載事項に関する個人情報取扱規定」を遵守し、登録申請者の個人情報を保護いたします。	
● <b>署名について</b> 登録申請者の個人情報の保護を徹底するため、同意書の署名については、原則に本人が行うものとします。 ただし、以下の場合は、代理署名を認めます。	
1. 本人が同意の意思表示できるが、自分で署名ができない場合 ① 2親等以内の親族がいる → 親族が代筆し、本人の印鑑をもらう。 ② 2親等以内の親族がいない → 区長又は民生児童委員が代筆し、本人の印鑑をもらう。	
2. 本人が同意の意思表示をできず、法定代理人がいる場合 → 法定代理人が署名（法定代理人指名）をする。	
3. 本人が同意の意思表示をできず、法定代理人がいない場合 ① 2親等以内の親族がいる → 親族が署名（親族氏名）をする。 ② 2親等以内の親族がいない → 区長又は民生児童委員が署名（区長又は民生児童委員の氏名）をする。	
※ 2親等以内の親族とは、父母、配偶者、子、祖父母、兄弟姉妹、孫のこと	

## ～安心生活お守りキットの中身～

### ①冷蔵庫用のお守りカード

A4サイズ、容器に入れて冷蔵庫で保管

### ②携帯用のお守りカード

保険証サイズ、外出時いつも持ち歩けるよう  
財布や保険証のケースに入れておく

### ③プラスチック製の容器

500mlペットボトル大、冷蔵庫用お守りカード  
などを入れ、冷蔵庫で保管

### ④玄関用ステッカー

家の玄関の内側に貼り、キットがあることを  
救急隊に知らせるため

### ⑤冷蔵庫用マグネット

冷蔵庫のドアに貼り、中にキットがあることを  
救急隊に知らせるため

お守りカード(冷蔵庫用)			
氏名	生年月日	性別	血液型
日村 太郎	昭和 5 - 1 - 1 *	男	A *
電話番号	日村市大字日村〇〇-1 本町〇番		
0972-63-0000	1234567		
緊急連絡先氏名	住所	電話番号	住 居
日村 一郎	長男	097-000-0000	大分市岡橋町△△-〇〇
		090-0000-0000	
大分 次郎	次男	0972-64-0000	日村市大字日村〇〇-△
		080-0000-0000	
かかりつけ医療機関 ①		かかりつけ医療機関 ②	
病 名	〇〇医院	病 名	△△総合病院
科 名	呼吸器科	科 名	循環器科
科 長 名	市浜太郎	科 長 名	下南月子
病 名	ぜんそく	病 名	高山症
住 居 名	日村市〇〇12-3	住 居 名	大分市〇〇4-5-6
緊急番号	0972-64-XXXX	緊急番号	097-543-XXXX
〇〇介護事業所		所在地 電話番号	
		日村市〇〇67-1	0972-64-〇〇〇〇
A4サイズに印刷 1冊 既製の袋の設置			

日村市 お守りカード (携帯用)			
氏名	性別	血液型	電話番号
日村 太郎	男	A	0972-63-0000
住所	日村市大字日村〇〇-〇〇		
緊急連絡先	氏名	電話番号	電話番号
日村 一郎	長男	097-000-0000	090-0000-0000
大分 次郎	次男	0972-64-0000	080-0000-0000
かかりつけ医療機関		病 名	電話番号
〇〇医院	呼吸器科	市浜太郎	0972-64-XXXX
△△総合病院	循環器科	下南月子	097-543-XXXX
〇〇介護事業所			
所在地		電話番号	
日村市〇〇67-1		0972-64-〇〇〇〇	



## ～安心生活お守りキットの使い方～

### ①お守りカードを容器に入れる

冷蔵庫用のお守りカードの記載事項を確認のうえ、丸めて「プラスチック製の容器」に入れてください。



### ②お守りキットを冷蔵庫に入れる

冷蔵庫の扉の裏の飲み物や調味料などを立てるところに置く  
迅速な救急活動のため、必ず冷蔵庫の決められた場所に設置



### ③目印のマグネットを冷蔵庫に貼る



### ④目印のシールを玄関の内側に貼る

外部からはわからないように必ず内側に貼る

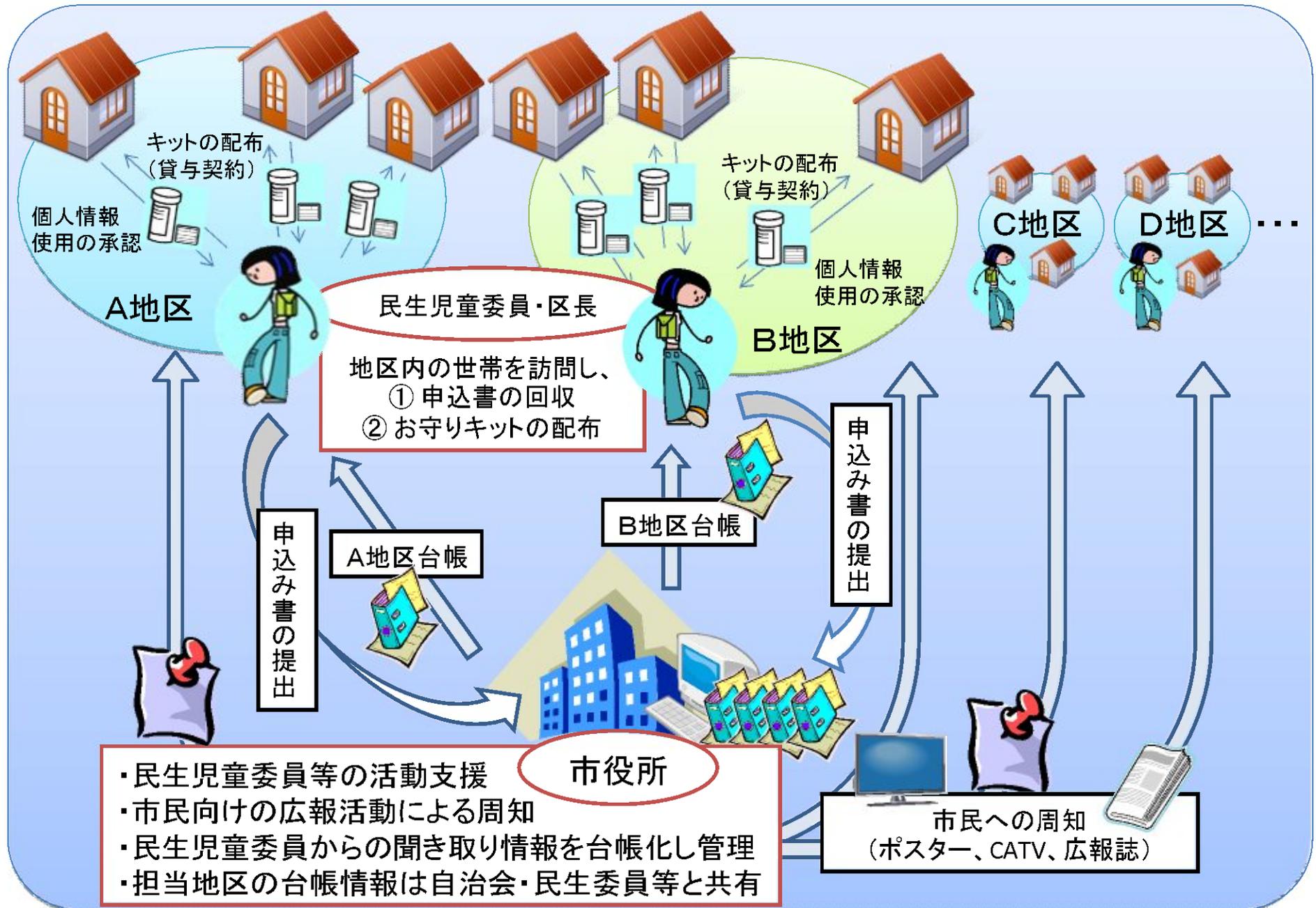


### ⑤携帯用カードを持ち歩く

携帯用のお守りカードは、外出時持ち歩けるよう財布や保険証のケースなどに入れる



# 民生児童委員さんと区長さんの協力で市民へ届ける仕組み



- ・民生児童委員等の活動支援
- ・市民向けの広報活動による周知
- ・民生児童委員からの聞き取り情報を台帳化し管理
- ・担当地区の台帳情報は自治会・民生委員等と共有

市民への周知  
(ポスター、CATV、広報誌)

# あらゆる関係機関が連携し、情報を共有する仕組み



病院



かかりつけ医との連携  
家族への連絡、など

安心生活お守りキットの救急活動への活用にとどまらず、カードの記載情報を台帳化することにより、地域や消防、社会福祉協議会、市役所間の連携を強化し、見守り、消防、防災などの活動にも活用していきます。

搬送



救急出動



消防署

台帳情報の共有により、  
救急活動のほか、消防、  
防災活動などにも活用

連携

市役所

整備した台帳の共有により、  
関係機関との連携を強化

連携

連携

社会福祉協議会

台帳情報の共有により、  
地域の見守り活動支援  
などにも活用



地域

区長さん、民生児童委員さんとの  
情報の共有により、地域での普段  
からの見守り活動に活用



冷蔵庫からキットを取り出す

## Q. お守りカードの記載内容は？

- 申込者の個人情報  
氏名（漢字／かな）、生年月日、性別、血液型、電話番号、住所、医療保険の情報
- 緊急連絡先の情報（2名分）  
氏名、続柄、電話番号（自宅／携帯電話）、住所（※）
- かかりつけ医療機関  
病院名、診療科目、担当医、主な病名、所在地（※）、電話番号
- 介護保険事業者  
事業所名、所在地（※）、電話番号
- 普段寝ているところ（※）  
（※）の項目は、携帯用カードには記載していません

## Q. なぜ、冷蔵庫に置くのか？

1. 迅速な救急のための保管場所の統一  
～ 臼杵市のお年寄りの家には、冷蔵庫に「安心」がある ～
2. 冷蔵庫の中だと、簡単に人目につかない
3. 冷蔵庫は頑丈で、台風や地震などの災害に強い

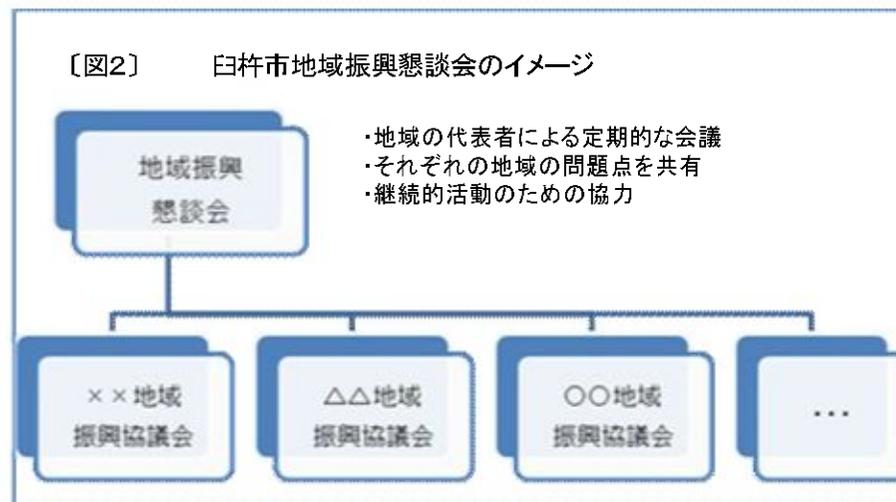
# 「地域振興協議会」をつくと、どんないいことがあるの？

～地域振興協議会を設置の地域を4つの方法で市が支援します～

## ① 協議会どうして切磋琢磨し、より良い地域づくり

各地域振興協議会の代表をメンバーとする定期的な会議を開催します。（地域振興懇談会：図2）

- ・他の地域での良い取組みを学び合う
  - ・問題点や悩みを共有し、課題解決へ
  - ・継続的な活動にするため協力し合う
- それぞれの地域に持ち帰り、今後の地域づくりに生かしていく



## ② 市報やケーブルテレビ、ホームページを通じた広報

それぞれの地域での活動の様子や行事の予定などを、市報やケーブルテレビ、ホームページなどを通じて、市内外に積極的に広報します。

- ・地域独自の活動を多くの人に知ってもらい、参加者数が増加
- ・他の地域活動を知り、新しい交流、新しいアイデアが生まれる

## ③ 地域活動に対する財政支援

協議会で行う地域活動に対して、市から助成金を出すことを新しい活動のきっかけとし、地域に元気を吹き込みます。

※ 地域活動は、基本的には、地域の皆さんの力で行っていくことが重要です。  
長い目で見て、地域の力を高め、市の財政支援なしで継続的な活動を行う工夫をしてください。

## ④ 市役所職員が地域活動に参加（地域パートナー）

協議会での活動に、その地域の住民である職員やその地域出身の職員などが、行政と地域のパイプ役として地域の中に入っていきます。

# 地域振興協議会の設置の経緯

## ○ 地域振興協議会の設置

- コミュニティ推進室では、地域振興協議会の設置に関して、区長会を中心に、地区ごとに説明会を実施し、その第1号として、下ノ江地区（下ノ江地区ふれあい協議会）と田野地区（田野地区自治振興協議会）において、地域振興協議会が設置（平成21年10月1日付認定）。
- 平成22年度になってからも南野津地区（寺子屋ん会）など3つが発足し、今後も、他の地域での協議会の設置が期待される。

**白杵「地域振興協」認定第1号**

**下ノ江地区ふれあい** **田野地区自治**



中野五郎市長から認定証を受け取った下ノ江地区ふれあい協議会の渡辺博康会長（左から4人目）と田野地区自治振興協議会の中村正徳会長（同6人目）⇒白杵市役所

**活性化のモデルに**

**団体の枠超え連携**

白杵市内の住民による地域づくり組織「地域振興協議会」の第1号認定証交付式が、市役所であった。中野五郎市長が、下ノ江地区ふれあい協議会（渡辺博康会長）と田野地区自治振興協議会（中村正徳会長）に認定証を手渡した。

地域振興協議会は、住民が主体となり「コミュニティ」を核として、区長会や自治会などの団体の枠を超えて連携する。中村会長は「これまで中野市が、下ノ江地区ふれあい協議会（渡辺博康会長）と田野地区自治振興協議会（中村正徳会長）に認定証を手渡した。地域振興協議会は、住民が主体となり「コミュニティ」を核として、区長会や自治会などの団体の枠を超えて連携する。中村会長は「これまで中野市が、下ノ江地区ふれあい協議会（渡辺博康会長）と田野地区自治振興協議会（中村正徳会長）に認定証を手渡した。」と述べた。

今後は各協議会の代表者による「地域振興協議会」を全市域に設置し、情報交換や連携の場を確保し、地域活性化に取り組む。協議会の新たな地域活動の場を創出する。また、協議会の活動の場を創出する。また、協議会の活動の場を創出する。

平成21年11月3日（火） 大分合同新聞 朝刊

**市 地域再生のモデルに**

**協議会 2地区に認定証**

地域コミュニティ再生に取り組み白杵市は21日、その中心となる組織「地域振興協議会」を初めて発足させた。同市下ノ江と野津町田野の両地区に認定証を交付した。中野五郎市長は「市全域に広げたいので、モデルとなる活動を展開してきたい」と話した。

同市は4月から19小学校区（6年度末現在）で協議会の発足準備を進め、2地区を今月1日に認定した。

下ノ江協議会は、生野学園や世代交流など5委員会を構成し、入居者や一人暮らしのお年寄りへの手紙などの活動をする。村おこしや健全育成など4部会の田野協議会も、ふるさと祭りや子ども料理教室などを開く。

下ノ江協議会の渡辺博康会長と田野協議会の中村正徳会長は「従来の活動をさらに発展させ、地域コミュニティを再生させたい」と話した。

【白田雅昭】



認定1号となり、中野市長（中央）と記念撮影する下ノ江、田野地区の地域振興協議会代表者

平成21年10月22日（木）  
毎日新聞 朝刊

## 下ノ江地区ふれあい協議会の概要

・ 構成メンバー

区長会、延寿会（老人会）、消防団、小学校PTA、地区福祉推進協議会、ふれあいクラブ設立準備委員会（総合型地域スポーツクラブ）

・ 委員会構成と平成21年度後半の事業実績



下ノ江ふれあいマーケットの様子

	生涯学習 (下ノ江ふれあい学 園)	健康 (健康教室)	調理配食	世代交流 (ふれあい子ども広場、 月2回)	安全・ひなん
10月	市内見学(石仏他)	囲碁ボール 市長と歩こう!	栗三昧		防災基本構想策定 チラシ(地震)
11月	グランドゴルフ	紅葉巡り	ふれあい交流会弁 当	1人暮らしの人への お手紙	チラシ(津波)
12月	親睦会	交流会	ふれあい交流会弁 当	年賀状・花餅 クリスマス会	チラシ(火災)
1月	人権学習 (障害者と共生)	民踊で健康に	おせち料理		チラシ (家庭内の事故)
2月	地域活性化 (下ノ江に住んで)	栄養について	(未定)		チラシ(火災報知機)
3月	閉級式	反省会	(未定)	6年生を送る会	年度反省・評価

## 田野地区自治振興協議会の概要

### ・構成メンバー

地区自治会、小学校PTA、消防団、地区総合型スポーツクラブ、女性部、老人会、安全協会



田野地区敬老会の様子(9/11)

### ・部会構成と平成21年度後半の事業実績

	行事
10月	デイサービス(女性部会) サツマイモ収穫(健全育成部会)
11月	ふるさと祭り(村おこし部会)(11/7-8) ゲートボール大会(体育部会)
12月	デイサービス(女性部会)
1月	
2月	グランドゴルフ大会(体育部会) デイサービス(女性部会)
3月	子どもの料理教室(健全育成部会)

# 集落対策の推進について

過疎地域等における集落対策について（概要）  
（平成20年8月1日総行通第95号 総務省通知）

進め方等

## 1 集落支援員の設置

- ・ 市町村に「**集落支援員**」を設置。
- ・ 集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。  
（行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい人材を活用）  
（地域の実情に応じ、当該市町村外の人材活用も可能）

集落支援員による支援

## 2 集落点検の実施

- ・ 集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施（集落点検チェックシートを活用）

集落支援員による支援

## 3 集落のあり方についての話し合い

- ・ 住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進  
（「集落点検」の結果を活用）
- ・ 集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画・支援

集落支援員による支援

集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策

積極的に実施

- ◎集落支援員の設置、集落点検、話し合いに要する経費への特別交付税措置
- ◎集落点検や話し合いの結果を踏まえて実施する集落の維持・活性化対策について、今後地方財政措置を検討

- 集落支援員の活動内容や、活動体制の検討
- 必要な集落支援員を確保・設置（設置例：非常勤の嘱託員として設置する、NPOへの集落支援員に相当する業務を委託する等）

- 地域の実情に応じた集落点検項目の検討
- 集落点検チェックシートの作成
- 集落点検の実施
- 点検結果の集約、住民への周知 等

- 実施時期・回数・参加者などを検討
- 集落支援員、市町村、住民や、外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

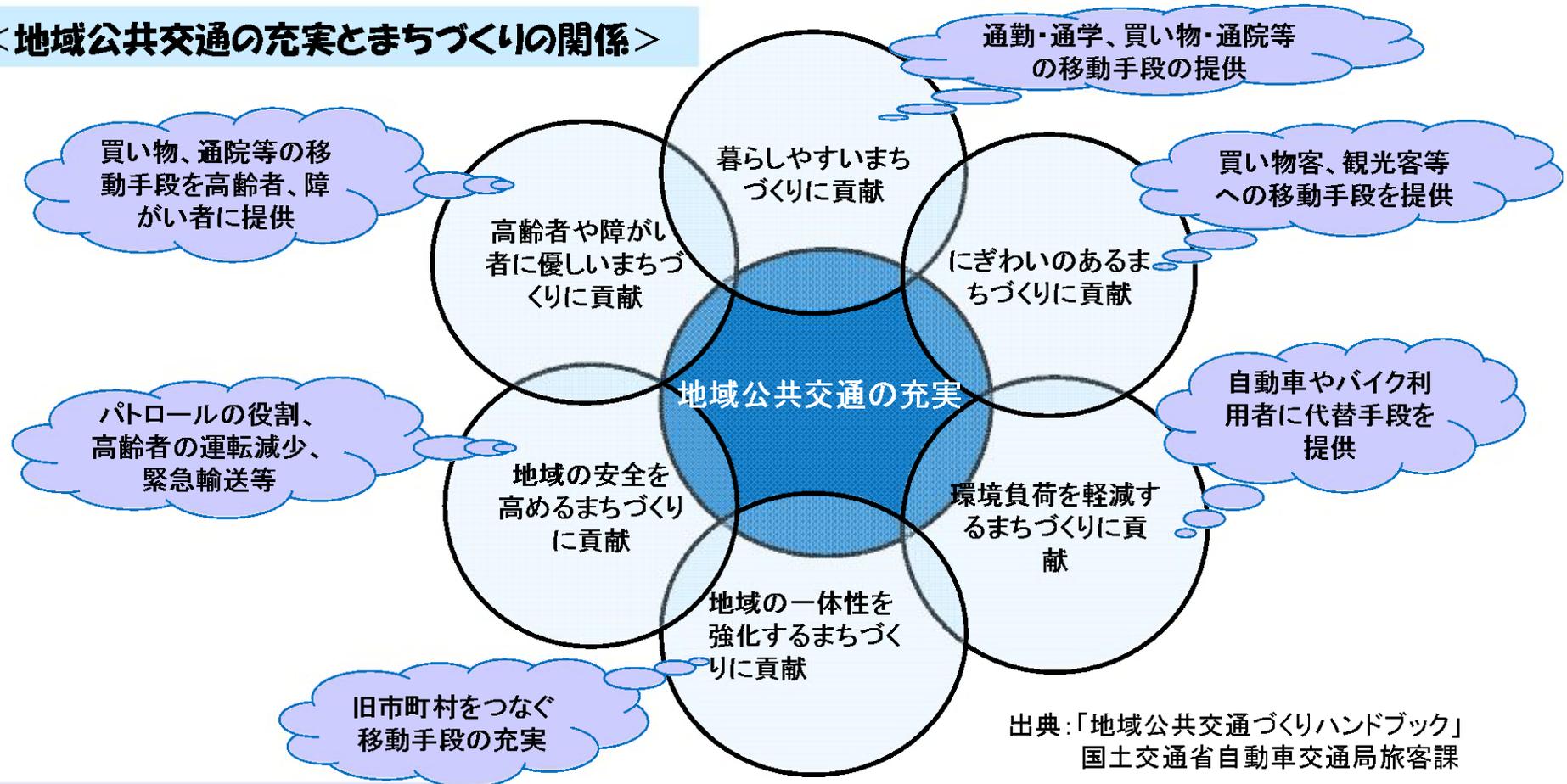
- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 など

# 地域公共交通計画の策定

## 臼杵市が目指す地域公共交通計画のコンセプト

- 人とまちを幸せにする地域公共交通づくりの実現(住民との協働による計画づくり)
- 協生の社会づくりを実現できる地域公共交通(地域コミュニティの充実、活性化)
- 5年後、10年後を想定した持続可能な地域公共交通の実現

### <地域公共交通の充実とまちづくりの関係>



出典:「地域公共交通づくりハンドブック」  
国土交通省自動車交通局旅客課

(3) 公共交通見直しに向けた対応策 (案)

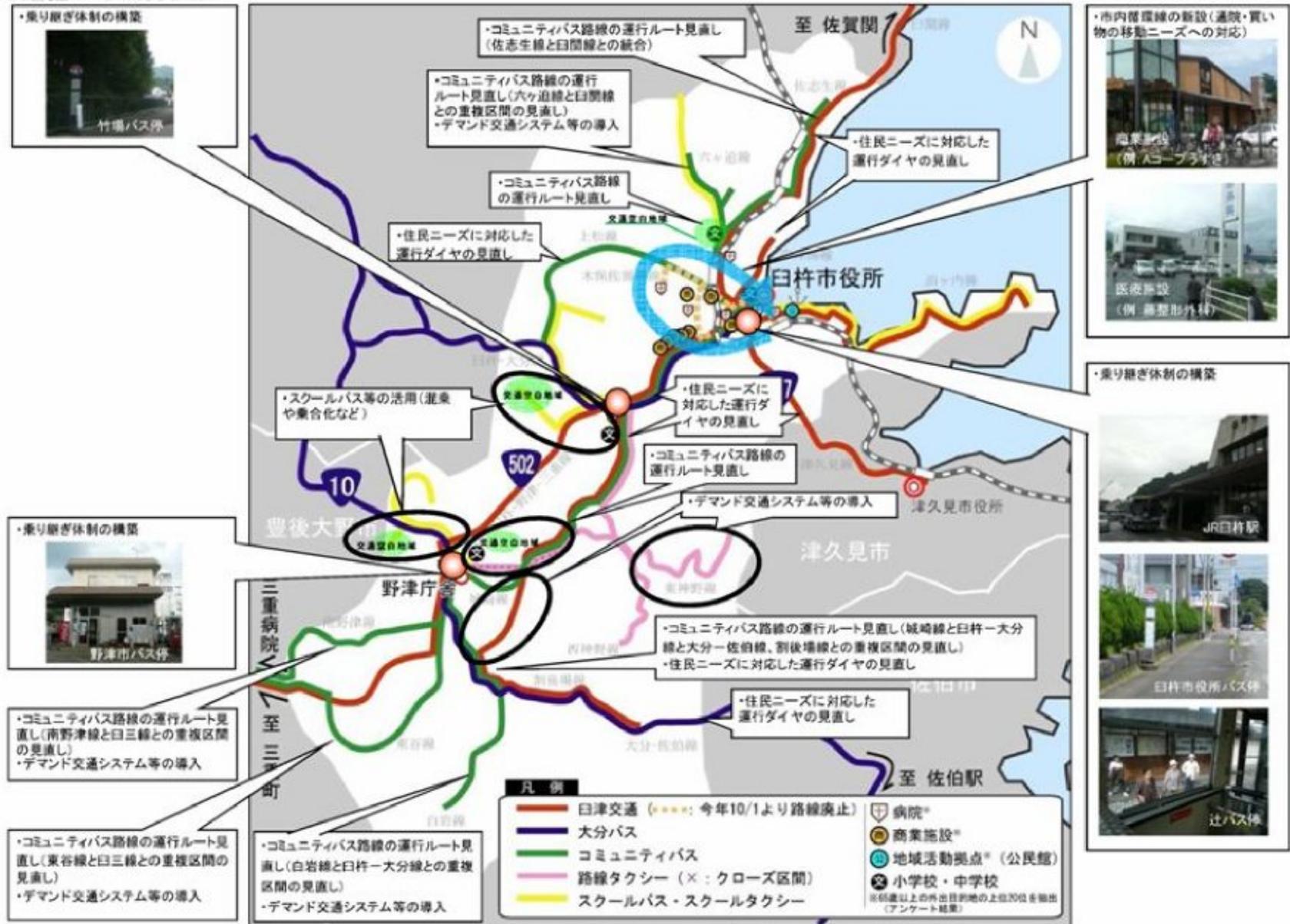


図 公共交通見直しに向けた対応策 (案)